

学校法人会計の特徴及び学校法人会計と企業会計の主な相違点について

1. 学校法人の事業は、教育研究活動という、きわめて公益性の高い事業を遂行することを目的としており、一般企業の様に営利を目的とするものではない。
2. 学校法人は、予算の作成が私立学校法第42条に定められ、一般の非営利法人よりも予算による拘束性が強いものと考えられる。
学校の運営は、予算に拘束されており、最終的には予算と比較される形式で、決算が承認されることから、予算に対応した会計を行う事が必要となる。
3. また、学校における予算は、一般の非営利法人と同様、収支予算の為、営利法人における損益による予算は作成されない。
以上のことから、学校会計は、収支予算を基本とし、私立学校法第47条により、収支計算書の作成が義務付けられ、複式簿記を基本として、貸借対照表、資金収支計算書および事業活動収支計算書が作成される会計を行う必要があり、特に資金収支計算書が重視されている。
4. しかし、学校会計での資金収支計算は、現金、当座預金、普通預金等の資金の実際の入出金をそのまま記録したものではなく、決算においては、現実の入金がないものでも、収入すべき権利が確定したものは、収入に計上し、支出すべき義務が確定したものは、支出に計上しなければならない。そのため決算期末においては、収入すべき権利が確定したにもかかわらず、まだ入金されていないものについては、未収入金を計上するとともに、収入を計上し、支出すべき義務が確定したにもかかわらず支払が行われていないものについては、未払金を計上するとともに、支払を計上しなければならない。
5. 学校法人は、その収益を、設置する私立学校の経営に充てるため、学校の教育に支障のない限り、収益事業を行うことが認められている。(私立学校法第26条第1項)

当法人は、現在のところ、本条に該当する収益事業は行っていない。

収益事業の会計は、学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理する必要がある。(私立学校法第26条第3項)

特別の会計とは、学校法人会計に従った本会計と別個な会計を意味し、収益事業会計として独立した経理に基づいて区分することである。

以上